

小特集 震災死者の葬と慰霊

はじめに

無数の死者があらわれた。8 月 25 日現在で 1 万 5,731 人 (行方不明者 4,532 人)。震災によるこの異常な数の死者をめぐり、厚生労働省 (以下、厚労省) が墓地埋葬法に基づく許可がなくても火葬・埋葬を認める方針を都道府県に通知し、また火葬場の不足から宮城県では土葬が行われ始めるなど、異例の対応がみられたことについては、前号に記したとおりである [→ラク便り 50 号 20 頁参照]。本小特集では、その後の遺体の葬り方の推移、そして震災から約 1 ヶ月以降に本格化してきた死者の慰霊の展開について、被害の大きかった東北地方の被災 3 県を中心にまとめる。

遺体をいかに葬るか

遺体の葬り方に関し、被災 3 県の自治体では対応が分かれた。宮城県では火葬が追いつかないため 6 市町で土葬を実施、岩手県ではいったん土葬を決めるも後に撤回するケースが多く、福島県ではすべて火葬で対応してきた。なお、阪神淡路大震災をうけ厚労省が 1997 年、都道府県に対し広域での火葬の協力要請や火葬場の選定などの項目を盛り込んだ火葬計画を立てるよう通知していたが、3 県では具体的な計画案はなかったという (毎日・東京・夕 4/13)。

500 人以上の死者を確認した岩手県大槌町では、当初、4 月 5 日から身元不明者の仮埋葬を開始する予定であった。だがこれは実施されず、同町は 9 日、一転して土葬の方針を撤回し、火葬して埋葬すると発表。県内 4 市町村の火葬場の協力がえられたためという (朝日・岩手 4/1、読売・東京 4/10)。一方、650 人以上の死者を確認した同県釜石市でも、当初は 3 月 25 日から身元不明者を土葬する方針であったが、やはり他の自治体の協力をえることで、4 月 2 日から順次火葬する方針に切り替えた。火葬後、市が遺骨を、遺体の DNA や写真などの資料とともに一定期間保管する (岩手日報・盛岡 4/2、朝日・岩手 4/3 ほか)。

他方、宮城県は 4 月 21 日、震災で死亡し土葬された遺体が、県内死者数全体の 4 分の 1 を占める 1,905 体 (15 日現在) に上ると発表。土葬を行ったのは被害の甚大な沿岸部で、内訳は石巻市 935 体、東松島市 351 体、気仙沼市 176 体、女川町 168 体、山元町 154 体、亘理町 121 体だった (河北新報・仙台 4/22)。その後、5 月までに土葬の数は 2,100 体以上に増えたが、並行して埋葬遺体を掘り起こして火葬しなおす「改葬」も開始された。当初、火葬までには約 2 年かかるとされたが、火葬場の復旧が進んだことから、5 月初旬から本格的に始まった (朝日・東京 5/2、産経・東京 5/14 ほか)。これをうけ厚労省は 24 日、いったん土葬された遺体を火葬した場合も、災害救助法に基づき、遺体の掘り起こしや新しい棺の購入費、火葬量などの費用を公費で負担すると宮城県に通知した (毎日・東京・夕 5/26)。

他県や東京都での火葬の引き受けも強化された。千葉県は 4 月 6 日、岩手県陸前高田市から身元不明の約 300 人の遺体を受け入れ、千葉市と佐倉市の斎場で火葬すると発表。県には 3 月 30 日、岩手県から「土葬の予定だったが火葬の方が望ましい」として要請があったという (毎日・千葉 4/7)。また東京都は、3 月から 1 件の都営施設で実施してきた宮城県内の震災犠牲者の火葬について、4 月 11 日からは民営の火葬場にも委託すると 7 日に発表。火葬す

る場所を9ヶ所に増やし、受け入れ可能数も1日80体から120体にした（日経・東京・4/8、朝日・東京4/8ほか）。

多過ぎる遺体の扱いをめぐるには、いくつかの過誤もみられた。4月8日、厚労省は震災犠牲者の埋葬費用に関して、遺族に請求しないよう被災3県に通知。災害救助法の適用により犠牲者の埋葬費用は国や自治体の負担とされているはずが、被災現場の混乱により、遺族に請求するケースが報告されているためであった（毎日・東京4/8）。また、宮城県内の遺体安置所では、犠牲者の遺体を関係のない家族に引き渡していたことが12日に判明。同県警によれば、安置所で男性の遺体を身内の男性と思い込んだ家族が引き取ったが、その後、DNA鑑定で別の遺体が身内の男性とわかったという。県警は遺骨を受け取り、あらためて遺体を家族に引き渡した（産経・東京4/13）。

警察庁によると、6月25日現在で身元確認ができていない遺体は1,742人。遺体の激しい損傷や、家族全員の被災により身元確認が難航しているほか、歯型などから身元がほぼ確定しながら、引き取る遺族が現れず身元不明とされている遺体もある。身元不明のままの遺体は、いずれ無縁仏として葬られる（産経・東京6/26）。

四十九日まで

被災した死者の慰霊については、震災から1ヶ月後の4月11日頃から広く行われ報道されるようになった。宮城県南三陸町では4月9日、身元不明の39人の遺体を供養する「埋葬の儀」が、避難所となっている同町総合体育館で開かれた。家族に行方不明者を抱える町民や町関係者ら約60人が参列し、犠牲者の死を悼んだ。出席した同町長は「ご遺体は家族に引き渡し、弔いをしてもらうのが本来の形で、残念でならない。亡くなった皆さまは天上から町の復興を願っていると思う」と述べた（読売・東京・夕4/9、河北新報・仙台4/10）。

釜石市の箱崎白浜地区の斎場では10日、周辺集落との合同供養祭を実施。遺族や住民ら約400人が参列した。同市の寺院が主催し、死亡が判明した43人の檀家が供養の対象となった。震災で多くの親族を亡くした女性は「これまで泣く余裕もなかった。ようやくゆっくり供養ができる」と話した。同日には、同県岩泉町でも町主催の「合同お別れ会」が開かれ、遺族ら約600人が献花で犠牲者9人の冥福を祈った（毎日・東京4/11、読売・東京4/11）。

11日には、地震発生時の「午後2時46分」にあわせ、被災各地で黙祷がささげられた。400人以上が死亡した南三陸町では、避難所となっている総合体育館で、避難住民ら約400人がサイレンにあわせて一斉に黙祷した。町長ほか職員32人が死亡・行方不明となった大槌町では、災害対策本部が入る町中央公民館で、副町長が「亡くなられた方への黙祷をささげ、復興への誓いを新たにしたい」と防災無線で町民に呼びかけた。東京電力福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）の事故の影響で役場機能ごと避難した福島県富岡町の住民ら1,846人が避難生活を送る同県郡山市の公共施設でも、同じ時刻に住民が黙祷をささげた。天皇・皇后両陛下と皇太子御夫妻も、同時刻にそれぞれ皇居・御所と元赤坂の東宮御所で黙祷した（日経・東京4/12、読売・東京4/12）。

同日には、山形県新庄市の斎場で、発生時刻にあわせて犠牲者を追悼する慰霊祭が営まれた。同市の葬儀社が一般市民を対象に企画。同県最上地方の23寺院の協力による読経

のなか約 120 人が焼香し、犠牲者の冥福を祈った (河北新報・仙台 4/12)。また同日夜には、宮城県仙台市の日本バプテスト仙台基督教会で「犠牲者をしのぶ黙想と賛美の夕べ」が開かれた。仙台キリスト教連合などの呼びかけで、教派を超えて約 100 人が参加し、犠牲者の魂の平穏を祈った (河北新報・仙台・夕 4/13)。

13 日には、津波で児童の約 7 割にあたる 74 人、教員 13 人のうち 10 人が死亡か行方不明になった石巻市の大川小学校の校庭で、犠牲となった児童と教員を追悼する集まりがあった。地元の住職ら僧侶 8 人が読経するなか、保護者ら約 200 人が焼香をして犠牲者を供養した (毎日・東京 4/14、毎日・東京 4/14)。23 日には、岩手県大船渡市の三陸福祉会の犠牲者合同慰霊祭が、地元の中学校で行われた。遺族ら約 500 人が出席し、津波で犠牲になった特別養護老人ホームの利用者や職員ら 48 人に哀悼の意をささげた (岩手日報・盛岡 4/24)。

震災から 49 日目となる 28 日には、被災各地で四十九日の法要が営まれた。前述の大川小学校では、保護者ら約 300 人が別の学校の体育館を借りて合同慰霊祭を開催。祭壇には犠牲者 84 人全員の写真が学年ごとに祭壇に並べられた。当時 6 年生だった行方不明の娘の写真を鞆に入れて参列した女性は、「四十九日に他の子どもたちとみんなそろって天国に行かせてあげたかったけど、かないませんでした」と語った。また、学校側が遺族に対し、遺影や遺骨を持ってこないように要望したことに憤り、慰霊祭を欠席する遺族もあり、2 人の娘を亡くした男性は「慰霊祭をやって子どもが帰ってくるわけではない」と話した (朝日・東京・夕 4/28、日経・東京・夕 4/28 ほか)。

同日、120 人が火葬しきれずに仮埋葬されている亘理町の観音院の墓地でも法要が営まれた。母を津波で亡くした女性は焼香を終えた後、「いまだ現実じゃない気がする」「早く火葬してお葬式を挙げてあげたい」と語った (産経・東京 4/29)。また、津波が大堤防を乗り越えた岩手県宮古市の田老地区にある常運寺には約 500 人が集まり、約 150 人の犠牲者の名前を読み上げて冥福を祈った。家族の希望で、遺体が確認されないまま供養された人もいた (毎日・東京・夕 4/28)。

福島県相馬市では市内の斎場で合同法要が開かれ、遺族約 2 千人が参列した。同市の摂取院の住職による呼びかけで、全国から真言宗の僧侶約 200 人が駆けつけた (毎日・福島 4/29)。また、同県湯川村の常勝寺では、四十九日にあわせ犠牲者の冥福と復興の願いをこめて、同寺の念仏躍りが奉納された。見学者の中には同村内に避難している浜通りからの被災者もあり、「古里にも同じような踊りがある。一日も早く復興できれば」と話した (福島民報・福島 4/29)。

百か日まで

大槌町の吉祥寺で 4 月 29 日、死者・行方不明者 165 人の合同葬儀があり、遺族ら約千人が参列した。同寺は行方不明者にも戒名を授与。妻が行方不明の男性は「戒名をもらって少しは安心したけど複雑な気持ち。海をもっと捜してほしい」と述べた (毎日・岩手 4/30)。福島県猪苗代町の亀ヶ城公園の周辺で 5 月 1 日に開かれた「亀ヶ城桜まつり」では、あわせて犠牲者の慰霊祭が行われ、地震が発生した日にちなむ 311 本のたいまつと、2011 本のろうそくがともされた。ろうそくの火を包むプラスチック容器には、「ばあちゃんが天国で見守っ

てくれますように」などと鎮魂のメッセージが寄せられた（福島民報・福島 5/2）。

震災から 2 ヶ月となる 11 日の早朝、避難所となっている石巻市の洞源院では、避難生活を送る人たち約 60 人が犠牲者の鎮魂と郷土の復興を願い読経をあげた。津波で母親を亡くした女性は「笑顔が出るようになったのが 2 ヶ月間の変化。仮埋葬中の母の火葬が済むまでは読経を続けていきたい」と手を合わせた。同日の午後 2 時 46 分、9 日に再開したばかりの同市立女子高では、校庭や教室、体育館で部活動をしていた生徒らが、防災無線からの黙祷の合図で、海の方を向き約 1 分間、静かに目を閉じた（日経・東京 5/12）。同時刻、南三陸町の町立中学校では追悼集會が開かれ、同中学校で避難生活を送る被災者ら約 500 人が犠牲者の冥福を祈った。集會の様子は周辺の避難所にもインターネット中継された（毎日・東京 5/12）。

26 日、福島第一原発から 20 キロ圏内の警戒区域に指定されている福島県浪江町と双葉町への住民の一時帰宅が行われた。浪江町では 63 世帯 111 人が集まり、うち慰霊目的での参加は 31 世帯 52 人だった。町内に入った 52 人は、棚塩、請戸、中浜の 3 地区に分かれ、各地区に町が設置した焼香台に花束や菓子などを置き、防護服の上から袈裟をまとった地元の僧侶の読経のもとで焼香し、手を合わせた。親類が 1 人死亡、2 人が行方不明の女性は「もっと早く来てあげたかった。『遅れてごめんね』と言いました」と話した（読売・東京・夕 5/26、毎日・東京 5/27 ほか）。

震災から 3 ヶ月を迎えた 11 日、石巻市では高台の公園で 2 時 46 分に、約 100 人の市民が海に向かって黙祷した。地元の創作和太鼓集団の呼びかけで集まった演奏者 35 人が太鼓を打ち鳴らし、参加者が復興への思いを新たにした（読売・東京 6/12）。被災地の自治体では、震災 3 ヶ月を区切りに、行方不明者を「死亡」とみなし（「死亡推定」）、遺族に支払う災害弔慰金の支給対象を行方不明者の家族にも拡大した。だが、行方不明者の死を認めることのできない家族は少なくなく、「3 ヶ月たったからと言われても割り切れない」「遺体も見つからないのに、親をお金に換えるなんてできない」と受給を断念する人や、経済的な逼迫から給付金を受け取るも、「本当は死を認めたくない。でもこのままでは生活ができない」ともらす人がいた（読売・東京 6/12、産経・東京 6/14）。他方で、「生きてると信じたいが、区切りをつけて弔ってやりたい」「待ち続けるのはつらい。そろそろ前に進まない」と、複雑な思いのもと受給を決断する人たちも次第に出てきた（東京・東京・夕 6/18）。

震災から「百か日」となる 18 日を前に、当日に合同慰霊祭を開催する被災地の自治体では、行方不明者を死者として名前を呼び上げるかどうかで苦慮し、対応方針が分かれた。地元中学校の特設テントで慰霊祭を行う大槌町では、会場で読み上げる犠牲者の名前は死亡届が出された人に限り、行方不明者は含めないことにした。「生存を信じる家族がいることに配慮した」と担当者は話す。だが行方不明者の家族からは、「どこかで誰かに区切りをつけてもらいたい」「遺体が見つかるまで（自分たちでは）葬式をあげる気持ちにはなれないので、慰霊祭と一緒に供養してやりたい」といった声が複数寄せられた。一方、地元中学校の体育館で慰霊祭を行う岩手県山田町では、祭壇にささげる犠牲者の名簿には、死者のほか、家族から要望のあった不明者の名前も加えることにした。担当者は「家族の思いを尊重したい」と述べた（SANKEI EXPRESS 6/16）。

18 日、被災各地で震災死者の「百か日」に合わせた慰霊祭が営まれた。宮城県岩沼市では、市内の中学校の体育館で市主催の合同慰霊祭があった。遺族ら約 1,200 人が祭壇に献花し、

犠牲者の冥福を祈った。仙台フィルハーモニー管弦楽団による追悼演奏の中、市内で身元が確認された死者 192 人の名前が読み上げられた。津波で両親や妻ら家族 5 人を失った男性は、遺族代表として祭壇に向かい追悼の言葉をささげた。「みんな帰ってくるのではと思うことが度々ある。悲しみだけが残り本当に悔しい。残された子どもたちをあの世で見守ってほしい」(河北新報・仙台・夕 6/18)。

1,038 人が死亡し 47 人が行方不明となっている東松島市では、市内の航空自衛隊松島基地で慰霊祭を開催。約 3 千人が黙祷した。5,800 人以上が死亡・行方不明になった石巻市では、市総合運動公園内の特設テントで慰霊祭があり、遺族や関係者ら約 2,500 人が参列した(毎日・東京・夕 6/18 ほか)。前述の大川小学校の遺族らも市内で合同供養の式典を行い、父母ら約 350 人が参列した。読経と焼香の後、同校の校長が「安全に対する取り組みの不十分さ、校長としての対応の不十分さ、すべては私の至らなさの結果」と、父母らに対し公式に謝罪した(朝日・東京 6/19 ほか)。

前述した大槌町の合同慰霊祭は予定通り行われ、遺族ら約 2 千人が出席。17 日までに死亡届が出された 567 人の名前と年齢が読み上げられた。両親が行方不明の男性は「区切りしなきゃ」と慰霊祭に参列したが、「心のどこかで受け入れられない」と語った。宮古市田老のホールでは常運寺が合同葬・百か日法要を実施。約 1,700 人が参列した。祭壇に田老地区などの犠牲者・行方不明者 152 人の位牌が並べられ、参列者は花をたむけ手を合わせた。夫を亡くした女性は「いくらか気持ちが楽になった。夫も安心して天国に行っただしょう」と話した(毎日・東京 6/19、岩手日報・盛岡 6/19)。

福島県いわき市内の小中学校体育館では、同市平薄磯地区の合同葬が営まれた。同区の主催で、遺族や地区住民ら約 2,500 人が参列。会場には遺影や位牌などが置かれ、参列者が冥福を祈った。鎮魂の願いを込め、遺族らの前で「花笠踊り」と「じゃんがら念仏踊り」が披露された。また、相馬市内のグラウンドでは、山形県の羽黒山伏衆が「大復興祈願・犠牲者慰霊大採燈祭」を催した。全国から集まった 26 人の山伏が祭壇の中央に組まれた採燈護摩をたき、鎮魂の祈りをささげた。(福島民報・福島 6/19 ほか)

「おくりびと」の貢献

震災死者の葬と慰霊をめぐる現場では、前号で記した「ボランティア読経」に取り組む僧侶ら宗教者の活動だけでなく、葬祭業者などの「おくりびと」の貢献ぶりも注目された。

岩手県北上市の納棺師の女性は、遺体を生前の姿に近づける「復元」の作業をするため、ボランティア組織を立ち上げて被災地を回った。検死が済んで身元が確認され地元の集会場などに移された遺体を、形を整え硬直を解いて笑顔にした後、遺族とともに化粧する。普段は納棺までにかかる時間は 20 分程度だが、震災犠牲者の損傷は激しく、1 時間かかる場合が多かったという。約 150 人を見送った彼女は、「家族を失い、なぜ生き残ったのかと自分を責める人たちも多い。遺族に寄り添い、元気づけたい」と語った(朝日・東京・夕 4/4)。

陸前高田市の安置所には、遺体の防腐処理や修復をする「エンバーミング」の技術を持ったボランティアが支援に入った。「日本遺体衛生保全協会」の事務局長を務める男性が、岩手県警の要請をうけ、会員ら 3 人と 3 月 23 日から 3 日間、支援に訪れ、運び込まれた遺体の泥をきれいにぬぐった。扱った遺体は多い日には 4 人で 100 体以上。だが、エンバーミング

の技術は使えず、身元不明の遺体の顔をスポンジでふきとることしかできなかった。「せめて死に化粧をしてあげたかった」と男性は話した (中日・名古屋 4/7)。

宮城県葬祭業協同組合は、災害時に葬祭用品を供給するとして県との協定に基づき、安置所に棺などを届けた。この協定には納棺等の作業は含まれていないが、遺体への化粧や棺への供花など、遺体の処置にも業者は自主的に取り組んだ。業者の社員らは「自分たちがやらなければ誰もやらない仕事。皆、プロ意識を持ってやっている」「何体ものお仏様が並ぶ異常事態だが、いつもの葬儀のように執り行うことを心がけ、機械的にならないように務めている」と語った (河北新報・仙台 5/9)。

おわりに

以上、4 月から 6 月までの震災死者の葬と慰霊の諸相についてみてきた。戦後史上最大数の災害死者をめぐる、めまぐるしく変化する遺体の処置方法、そして、震災からひと月、ふた月といったカレンダー的な節目に加え、四十九日や百か日の伝統的な供養スケジュールにそって活発に行われる慰霊行事が、類をみないほどの規模において被災 3 県、とりわけ津波被害の甚大であった地域を中心に実施されてきたことが確認できただろう。

遺体の葬り方に関しては、当初、土葬か火葬かでかなり混乱があったようだが、おおよそ 4 月中には落ち着きをみせ、基本的には火葬、やむをえず一時的に土葬をしてきた宮城県の被災地でも、順次、「改葬」していくというかたちで全面的に火葬体制へと復旧始めた。他方でしかし、いまだ身元不明の遺体も多数存在しており、引き取り手がなければ無縁仏となってしまうこれらの死者たちのゆくえについては、今後も注視が必要であろう。

一方、慰霊に関して問題になるのは、遺族の心情的な「区切り」の出来・不出来であると思われる。いまも土葬の状態にある遺体の「改葬」を待つ遺族に加え、家族が行方不明で遺体はまだ見つかっていない人びとの多くは、こころみに合同の葬儀や慰霊祭に参列してみても、心の「区切り」をうまくつけることが出来ずにいる。前者については、火葬が国民的な習俗として浸透しきった現代日本にあって、土葬では「葬」としての意味を十分に実感できなくなっていることを示唆していよう。後者については、たとえ死亡の可能性が 100 パーセントに限りなく近く思えても、現実に遺体を確認しないことには家族の死を受容しきれないという、極めて素朴かつ根源的な感情の働きが大きく、彼らの心の「区切り」への道のりは、なかなか困難なものになることが予想される。その困難さのなか遺族がこれからどのように自らの生活を立て直し、そこに死者の魂や遺族の心のケアを志す宗教者たちがどう関与していくのか、これも引き続き注目していくべき問題である。

[文責 : 碧海寿広]